

町長町政執行方針

おこ 耕そう！「むかわの底力」でわたしたちの未来へつなぐ

～「共創」共に創るまちづくりへ～



令和5年(2023年)3月

むかわ町

《 目 次 》

| | | |
|-----|------------------------------------|--------|
| I | はじめに | … 1 頁 |
| II | 主な施策 | … 3 頁 |
| 1 | －ふせぐ－ ポストコロナを見据え、コロナ禍を克服するまちづくり | … 3 頁 |
| 2 | －くらす－ 子育てしやすく、健康で安心して暮らすまちづくり | … 4 頁 |
| 3 | －まもる－ 災害に強く、安心して美しいまちづくり | … 8 頁 |
| 4 | －はたらく－ 産業とまちに活力があり、笑顔を広げるまちづくり | … 11 頁 |
| 5 | －まなぶ－ 学びを通して、多様な人材を育てるまちづくり | … 14 頁 |
| 6 | －つなぐ－ 様々なつながりを活かし、輝く未来をつくるまちづくり | … 16 頁 |
| III | むすび | … 19 頁 |

＝ I はじめに ＝

本日、議員の皆さんにご出席をいただき、令和5年第1回町議会定例会を開会できますことにお礼申し上げます。

今議会に提案いたしました諸案件のご審議をお願いするにあたり、令和5年度の町政執行方針について所信を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染者が国内で確認されてから3年が経過いたしました。この間、新型コロナウイルス感染症の町内における感染者数の微増が続く中、医療提供体制の確保とともに、ワクチン接種体制の整備など、感染症対策を継続的に取り組んでまいりました。

そして、長引くロシアによるウクライナ侵攻、これに伴うエネルギーや食料品などの価格高騰によって、厳しい状況に置かれた生活者や事業者、産業従事者などに対する支援を行い、経済対策を図ってまいりました。

そうした様々な制約がある中で明るい話題もありました。本年3年ぶりに開幕されたさっぽろ雪まつりでは、大通り会場にカムイサウルス・ジャポニクスなどを題材にした大雪像が設置され、国内外の観光客にむかわ町を大いにアピールできたほか、文化・スポーツなどの分野でも元気をいただきました。

そのような中であっても、町政は町民生活に直結しているものであり、様々な課題や状況を的確に捉え、迅速に対応するとともに、将来にわたって継続的に手がけていくべき取り組みもしっかりと進めていかなければなりません。

現在、まちなか再生基本計画の具現化に向け、社会課題、地域課題の解決にも資する復興拠点施設等整備事業基本設計等にも着手し、第2次むかわ町まちづくり計画前期基本計画の重点プロジェクト「まちなか再生プロジェクト」が動き出しました。

令和5年度は、まちづくり計画における基本構想の実現に向け、今後10年、20年、さらにその先の将来を見据えた中で、まちの新たな基盤をつくる非常に重要な1年となります。

北海道胆振東部地震から5年という節目でもあり、これまで復旧・復興に向け、一つひとつ積み重ねてきた施策を地方創生につなげ、コロナ禍において得られた知見も活かしながら、さらなる躍進を遂げる1年にしてまいります。

本町のまちづくりの理念である「人と自然が輝く清流と健康のまち」を念頭におき、まちづくり計画に基づきSDGsと紐付けられた事業を様々な分野において展開しながら、新たなまちづくりを一体的に進めてまいります。

また、町民との「共創」に加え、関係人口の創出・拡大、防災先導のまちづくりと脱炭素、DX（デジタルトランスフォーメーション）など、時代の変化に応じた取り組みを進め、全力で町政運営にあたってまいります。

＝ Ⅱ 主な施策 ＝

次に、町長施政方針でお示しした6つの基本政策に沿って、令和5年度の主要施策について申し上げます。

1 ーふせぐー

最初の柱「ふせぐ」。ポストコロナを見据え、コロナ禍を克服するまちづくりであります。

新型コロナウイルス感染症は、道内においてようやくピークを超えたものと認識しております。また、国からこの春に感染症法上の位置付けを「2類相当」から「5類」に引き下げる方針が示され、今後の新型コロナウイルス感染症の対策においては、大きな転換点を迎えることになると考えております。

感染症対策については、引き続き、国の動向を注視するとともに、ウィズコロナ・ポストコロナを基本として、社会経済活動との両立を進め、日常を取り戻すべく取り組んでまいります。

今後におきましても、感染症や物価高騰のリスクへの対応に万全を期しながら、再び動き出した町民や事業者の皆さんの活動がさらに加速されるよう、必要な支援に取り組んでまいります。

新型コロナワクチンの接種につきましては、引き続き、町内における接種体制を確保できるよう、国、北海道、町内医療機関などとの連携を図ってまいります。

コロナ禍において、教育や医療など様々な場面でデジタル化の問題に直面したことから、国はデジタル社会を実現するための司令塔として令和3年にデジタル庁を発足させ、社会全体のデジタル化の取り組みを牽引しています。

社会経済構造が大きく転換する新しいの時代に対応するためには、デジタル化の推進が求められていることから、外部からデジタル人材を登用し、推進体制を構築してまいります。

また、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進計画の策定並びにスマート申請やオンライン手続き、庁内リモートワークの推進など、積極的にデジタル技術の導入及び利活用に努めてまいります。

2 -くらす-

2つ目の柱「くらす」。子育てしやすく、健康で安心して暮らすまちづくりであります。

子ども・子育て支援については、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うため、認定こども園をはじめ関係機関と連携しながら、もう一段上の子育て支援対策に取り組んでまいります。

そのために「むかわ町子育て応援基金」を創設し、まずは子育て世帯への支援を目的に「0～2歳児保育料無償化事業」を実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってまいります。

保育士の人材確保・育成支援対策については、新たに「保育人材確

保一時金交付事業」を実施し、保育士資格者の確保と就業継続、離職防止を図ってまいります。

また、保育施設等の整備や運営については、関係者や関係機関と協議しながら、多様化する保育ニーズを踏まえ、適切な施設運営の支援などに努めてまいります。

妊娠や出産への支援については、「妊婦一般健康診査」や「新生児聴覚検査」の助成はもとより、不妊治療や不育症治療の助成も継続して実施してまいります。

放課後子ども教室については、4月から民間事業者への運營業務委託を行い、民間事業者が有する専門性の高いノウハウを導入し、「地域で子育て」をテーマに地域の多様なニーズを踏まえた環境づくりを進めてまいります。

子どもの発達支援については、発達が気になる早期の段階から専門的な相談や支援を行うとともに、発達支援体制の充実を図ってまいります。

高齢者福祉・介護の充実については、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護サービスの確保及び医療・予防・住まい・自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を推進してまいります。なお、現計画は令和5年度で終了することから、次期計画の策定を進めてまいります。

また、認知症サポーターなどが支援チームをつくり、認知症の方やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につながる仕組み「チームオレンジ」を構築し、認知症サポーター活動を促進してまいります。

地域福祉については、地域包括支援センターや社会福祉協議会など、関係機関との連携を深め、居宅介護事業所及び権利擁護体制の強化を図り、きめ細かな生活支援や相談体制の確保に努めてまいります。

障がい福祉については、「障がい福祉計画」並びに「障がい児福祉計画」に基づき、障がいを持つ方が地域で安心して日常生活を送ることができるよう、各種福祉サービスや相談体制の充実を図り、関係機関と連携しながら雇用の確保への支援に努めてまいります。なお、現計画は令和5年度で終了することから、次期計画の策定を進めてまいります。

また、介護・看病・お世話などが必要な家族などをケアする、いわゆるケアラー・ヤングケアラーを含め全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目指し、令和5年度に「むかわ町ケアラー支援条例」を制定いたします。

健康づくりについては、「健康むかわ21」に基づき、健康診査及びがん検診の受診率向上を図り、健康増進を推進してまいります。

加えて、幅広い年代層に健康づくりへの意識向上や生活習慣病予防につなげるため、新たに「健康むかわチャレンジ事業」や「国保若年者健診事業」を実施するとともに、自殺対策や心の健康増進に向けた取り組みも実施してまいります。

食育の推進については、「食育推進計画」に基づき、健全な食生活が実践されるよう、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージに応じた食に関する取り組みを実践し、食育と地産地消を推進してまいります。

地域医療については、鷗川厚生病院の持続可能な経営運営や安心で

きる医療体制を確立するため、「公立病院経営強化プラン」の策定に取り組みます。

また、医療サービスのさらなる向上を目指し穂別診療所との病診連携の充実に努め、医療施設の環境整備を進めてまいります。

移住定住促進対策については、新たに「くらふる事業」を創設し、子育て世代が購入する新築住宅や中古住宅の購入費用を助成する「戸建て住宅取得助成事業」（マイホーム）、住宅リフォームに対し助成する「戸建て住宅リフォーム助成事業」（リノベーション）を実施してまいります。

併せて、住環境の向上と定住人口の増加を図るため、町内に賃貸共同住宅（アパート等）を建設する方へ建設費用の一部を助成する「民間賃貸共同住宅等建設促進事業」（すまいりー）を実施してまいります。

さらに、子育て世代の移住定住人口の増加を図るため、「民間賃貸住宅移住定住促進事業」（かみんぐ）を実施するほか、子育て支援住宅の入居条件の緩和を図り、子育て世帯の転入超過を目指してまいります。

空き地・空き家対策については、「空家等対策計画」に基づき、住環境や生活環境に影響を及ぼす恐れのある空き地・空き家について、適切な対応を進め、本町への定住につなげてまいります。

除排雪については、冬期間の円滑な交通と安全を確保するため、新たに車両整備を進め、道路や歩道の除雪の充実に努めてまいります。

良好な生活環境を確保するため、老朽化が著しいごみ収集ボックス

の長寿命化又は更新を促進するほか、生活排水処理の広域化・共同化に向け、引き続き協議を進めてまいります。

3 ーまもるー

3つ目の柱「まもる」。災害に強く、安心して美しいまちづくりであります。

安全・安心なまちづくりは、地震や津波、大雨などの自然災害や交通事故、火災、犯罪などから町民の生命・財産を守るため、関係機関・団体と緊密に連携しながら的確な対策を講じてまいります。

防災対策については、災害に強いまちづくりを目指し、全国初となる自宅のテレビのdボタンで提供する、次世代データ放送サービス「ハイブリッドキャスト」を活用したシステムを4月から運用開始し、地域情報から町民誰一人取り残さない情報伝達手段の多重化を図ってまいります。

加えて、防災行政無線の機器更新、プラグインハイブリット車（PHEV）の購入など、防災施設・設備の充実を図ってまいります。

また、自主防災組織の育成・強化を図るほか、防災訓練の実施や各種ハザードマップの更新、各種タイムラインの運用など、ハード・ソフト両面から地域防災力の向上に努めてまいります。

木造住宅の耐震化の促進については、「耐震改修促進計画」に基づき、教職員住宅の改築をはじめ、町内における耐震性が不十分な建築物の解消に努めてまいります。

北海道胆振東部地震から5年という節目の令和5年度は、震災当時を振り返り、今後の防災・減災について考える機会とする講演会などを開催いたします。

「千島海溝」と「日本海溝」で想定される巨大地震と大津波について、本町は政府が公表した「特別強化地域」に指定されたことから「津波避難対策緊急事業計画」の策定に向けた対応を図ってまいります。

そのため、発災後、迅速かつ着実に復興まちづくりを進めることができるよう、道内の自治体に先駆けて「事前復興計画」の策定事務を進めるとともに、災害に強い都市構造、持続可能なまちづくりを目指すため「立地適正化計画」の策定にも着手してまいります。

消防については、近年多発する自然災害や社会状況の変化に対し、迅速かつ的確に対応するため、消防施設や消防車両などの計画的な更新・整備を進めてまいります。

また、地域の防災意識の向上や防火思想の啓発など、消防団活動への支援に努め、災害対応における初動体制の強化を図ってまいります。

東胆振1市4町の消防通信指令業務の共同運用については、東胆振における消防力強化のため、令和8年度運用開始に向けた準備を進めてまいります。

交通安全対策については、交通事故のないまちを目指し、町民や関係機関などと連携し、交通安全意識の向上に努めるとともに、生活交通環境の充実を図ってまいります。

防犯対策については、町民や関係機関との連携を強化するとともに、

防犯意識の普及啓発などの防犯活動を推進してまいります。また、夜間における交通安全の確保と犯罪の防止を図るため、街路灯や防犯灯に環境負荷の少ないLED化を引き続き推進してまいります。

道路や交通網の整備については、安全で利便性の高い町道整備や道路・橋梁の定期点検や長寿命化事業を進め、幹線道路の整備などを行ってまいります。

公園・緑地の整備については、劣化の著しい遊具等を更新し、利用者が安全に利用できるよう整備を進めるとともに、緑地空間の充実を図ってまいります。

河川・治山の整備については、「むかわ町強靱化計画」に基づき、普通河川の^{しゅんせつ}浚渫、都市下水路整備、小規模治山事業を進め、治水対策の充実を図ってまいります。

地域公共交通については、子どもから高齢者まで安心して暮らすことができるよう、持続可能な公共交通ネットワークの構築に向け、令和5年度に地域公共交通計画を策定するとともに、効率的なバス路線の見直しにも努めてまいります。

上水道事業については、計画的かつ効果的な事業運営を進めるとともに、老朽化した配水管等の施設更新及び耐震化を進め、安全で安心な水道水の供給を行ってまいります。

また、穂別地区簡易水道第6次拡張事業の実施をはじめ、老朽施設の計画的な更新・改修を進めてまいります。

下水道事業については、公共下水道及び農業集落排水において、老朽施設の計画的な更新・改修を進め、安定した下水処理を行ってまい

ります。

公共施設マネジメントの推進については、町民の安全・安心な生活を支える行政サービスの質を維持し、かつ、将来世代に負担を先送りしないよう、公共施設の維持に要する費用の低減に努めてまいります。

ゼロカーボンシティの推進については、本町の地域特性を踏まえた省エネルギーの実践や再生可能エネルギーの導入を計画的に進めるため、「再生可能エネルギー導入計画」を策定してまいります。

併せて、「家電買い換えリサイクル促進事業」の実施や環境学習の促進、町民や事業者の環境意識の向上に努めてまいります。

また、適切な森林管理によって吸収される二酸化炭素量を認証し、カーボン・オフセット利用として販売する「J-クレジット推進事業」に取り組んでまいります。

4 -はたらく-

4つ目の柱「はたらく」。産業とまちに活力があり、笑顔を広げるまちづくりであります。

一次産業については、コロナ禍による需給変化、物価高騰による生産費の増加、自然災害や野生鳥獣による被害、労働力不足などが経営の不安要素となっています。

特に農業振興は、国の政策に大きく影響を受け、とりわけ水田活用直接支払交付金制度の見直しは個々の農業者の経営はもとより、地域

農業に大きな影響が懸念されており、関係機関・団体と連携した取り組みを充実し、経営体の強化を目指してまいります。

このため、地域担い手育成センターを中心に農業人材の育成・確保の機能強化を図りつつ、新たに新規就農総合支援事業を創設し、新規就農者などへの支援の充実を図ってまいります。

農業経営の体質強化のため、地域農業活性化基金事業を継続するとともに、水田農業緊急対策事業を実施してまいります。

令和8年度までを計画期間とする国営かんがい排水事業のうち排水路整備については、令和5年度をもって完了いたしますが、国営関連事業である道営による排水路の整備は継続実施となります。

宮戸排水路整備の事業推進に向けた取り組みや、花岡地区排水路整備に着手するなど、引き続き災害により強い農業基盤づくりを進めてまいります。

次に、林業振興については、森林資源の適切な管理と循環利用を推進し、経済林としての価値の向上のみならず環境保全や二酸化炭素吸収源としての役割を有しており、これらの機能が十分に発揮できるよう、民有林振興対策事業や私有林整備促進事業を引き続き実施してまいります。

また、国・北海道・町の三者による地域主体の一体的な森林づくり協定による連携をより一層強化し、循環型の森づくりを進めてまいります。

林業生産活動に必要な路網の整備については、林道ルベシベ線改良工事及び林業専用道平丘和泉線の整備を推進してまいります。

さらに、林業従事者の人材育成、地域材の利用促進、木育の普及など継続して取り組み、地域林業の活性化を推進してまいります。

農林業共通の取り組みとして、エゾシカによる農林業被害の軽減に向けて、農業者やハンターが連携した地域協働による捕獲の取り組みや、狩猟免許取得に対する支援を継続してまいります。

また、新たにエゾシカによる被害を受けた造林地の再生と被害防止対策の実証事業を実施するとともに、捕獲したエゾシカの処分対策について調査・研究を進めてまいります。

漁業振興については、資源の管理と増大や魚価の向上と安定などによる所得の維持・向上に関係団体と連携し取り組んでまいります。

水産資源の維持を図るため、昨年11月から稼働を開始した新しいししゃもふ化場によるふ化放流事業の推進や、ホタテガイやマツカワの放流事業など、育てる漁業を推進してまいります。

特に鵠川ししゃもについては、海洋環境の変化の影響などから危機的な状況にあり、ふ化場の完成を機に、試験研究機関、漁協、行政による調査研究会を立ち上げ資源回復に向けた調査・研究に努めてまいります。なお、調査・研究の推進にあたっては、ICT技術の活用や大学・民間企業などとの連携・協力を視野に入れながら進めます。

地域経済の活性化については、むかわ町商工会と連携しながら、これまで実施してきたプレミアム商品券発行事業をより一層活用し、商工業の経営基盤強化や魅力発信のほか、賑わいづくりに向けた取り組みへの支援をしてまいります。

また、創業や新規起業、販路拡大などへの支援については、現行の「起業力耕上促進事業」の検証を行い、より効果的な制度となるよう改善を図ってまいります。

まちなか再生事業については、北海道胆振東部地震により大きな被害を受けたまちなかを再生し賑わいを取り戻すため、持続的な地域運営につなげる組織体制づくりのほか、地域商社と連携しながら地域資源を活かしたまちづくり、地方創生に取り組んでまいります。

観光の振興については、コロナ禍からの回復を確実なものとするため、観光協会をはじめ関係団体と連携を強化しながら、本町の魅力ある地域資源を活用し、観光客の周遊促進や賑わいの創出を図ります。

また、観光PR動画を制作し、様々なイベントや人が集まる場を契機として、まちの魅力を町内外の方々に向け、戦略的な情報発信に努めてまいります。

5 ーまなぶー

5つ目の柱「まなぶ」。学びを通して、多様な人材を育てるまちづくりであります。

教育施策については、「むかわ町教育大綱」に掲げる基本理念を念頭に、これからの子どもたちの未来とまちの将来を見据え、よりよい教育行政の推進に努めてまいります。

本町の地域資源や産業などの素材を生かした探究型ふるさと学習「むかわ学」を推進し、郷土への誇りや愛着を育むとともに、将来の

むかわ町を支える人材の育成に努めてまいります。

夢叶輪公営塾を本町の学びの拠点と位置づけ、引き続き中高生の学力向上や進路相談などのサポートを行ってまいります。また、新型コロナウイルス感染症の流行により派遣を中止しておりました中高生オーストラリア派遣を令和5年度から再開いたします。

G I G A（ギガ）スクール構想については、タブレットやデジタル機器を積極的に活用したICT教育を推進するとともに、時代が求める教育環境の整備に努めてまいります。

鷓川・穂別両高等学校の魅力化については、包括連携協定に基づく支援を継続するとともに、生徒確保の取り組みを進めてまいります。

生涯学習の推進については、誰もが豊かな人生を送ることができる持続可能な社会をつくるために、多様な学びの場の提供やコミュニティづくり、地域の未来を担う人材育成に努めてまいります。

また、青少年の健全育成については、自主性・社会性の育成を目的に、小学生を対象とした「ジュニアチャレンジ合宿事業」をはじめ、「広島平和の旅派遣事業」、「青少年リーダー研修会」を引き続き実施してまいります。

中学校部活動の地域移行については、国の動向を踏まえながら、地域おこし協力隊の活用や関係団体への支援による受入体制の強化など、段階的な移行に向けた準備を進めてまいります。

文化・スポーツ活動の推進については、町民文化祭、ビーチバレーボール大会など各種事業や文化協会、スポーツ協会、NPO法人むーブへの支援を行い、町内での文化・スポーツ活動の活性化を図ってま

います。

6 ーつなぐー

最後の柱「つなぐ」。様々なつながりを活かし、輝く未来をつくるまちづくりであります。

これまで培ってきた人のつながり、資源のつながり、地域のつながりなどを活かしながら、地方創生による持続可能なまちづくりを進めてまいります。

町民をはじめとした協働のまちづくりの推進については、町民や若者などの柔軟なアイデアによる地域の活性化を目指すために創設した「共に創るまちづくり事業」に引き続き取り組んでまいります。

「地方創生プロジェクト」の柱である恐竜化石を活かしたまちづくりについては、地域資源の魅力向上や地域課題の解決に向け、地域商社との連携強化を図ってまいります。

また、恐竜ワールド構想推進事業については、デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用したデジタル技術を駆使したイベント開催や周遊コンテンツの開発などに努めてまいります。

併せて、北海道大学総合博物館、北海道恐竜・化石ネットワーク研究会、にっぽん恐竜協議会、桐生大学などとの連携も深めてまいります。

穂別地区をフィールドとした復興拠点施設等整備事業Ⅰについて

は、エリアデザインなどの業務を基に次のステップに向け進めてまいります。併せて、鷓川地区における拠点整備に向け、復興拠点施設等整備事業Ⅱの基本設計を策定して、まち全体につながるよう取り組んでまいります。

「高大地連携事業」については、本町と関わりを持った学生が将来的に本町に定着し、次世代の若者を育成する好循環を生み出すための仕組みの構築に努めてまいります。

姉妹都市である富山県砺波市との交流事業はもとより、スポーツや文化活動を通じた交流、むかわファンを増やすため、まちの魅力を発信する「むかわ町応援PR大使事業」などに引き続き取り組んでまいります。

加えて、本町との連携協定による関係機関・関係団体などとのつながりをはじめ、恐竜化石が縁でつながりのあるリトアニア共和国やモンゴル国との交流事業なども継続し、多様な形で関わる関係人口の創出・拡大に取り組んでまいります。

また、重要プロジェクトや専門性が必要な地域課題や社会課題の解決に向け、地域力創造アドバイザーや地域活性化起業人など、外部人材を積極的に活用してまいります。

さらに、地域おこし協力隊設置要綱の見直しを図り、受入メニューの拡充やインターン制度の活用、多様な関係者間を橋渡しする地域プロジェクトマネージャー制度の活用など、多様な人材が活躍できる環境の整備に努めてまいります。

「タウンプロモーション推進プロジェクト」については、まちの認知度向上とむかわブランドを確立することを目的に、効果的にプロモ

ーションを展開するためのタウンプロモーション戦略プランを策定してまいります。

また、「広報むかわ」については、町民の皆さんにまちの情報を見やすく、わかりやすく伝え、親しみやすい広報誌とするため、令和5年度から全面カラーへ拡充を図ってまいります。

ふるさと納税については、まちの認知度向上や関係人口の創出・拡大につなげるタウンプロモーションとして捉え、返礼品の拡充を図るとともに、企業版ふるさと納税にも積極的に取り組んでまいります。

「かわまちづくり計画」については、一級河川鷓川が有する魅力を最大限に生かし地域の活性化を図るため、令和6年度の登録を目指して取り組んでまいります。

公共施設については、「むかわ町公共施設等総合管理計画」に基づき、各施設の長寿命化を図るとともに、人口減少や高齢化社会を見据えた適正配置を進めてまいります。

多様化・複雑化する行政課題に対し柔軟に対応するため、機動的な組織体制への転換を図り、必要な人員の確保と適材適所の人事配置に努めてまいります。

併せて、官民連携の動きを強化し、ICTの品質向上と行政コストの削減を同時に進め、新たな時代に対応した質の高い行政サービスの提供を目指してまいります。

＝ Ⅲ むすび ＝

北海道胆振東部地震以降大きく変わり続ける社会情勢を踏まえ、令和5年度は事前復興計画の策定をはじめとする「まもる力」、併せて震災からの創造的復興・創生の「つくる力」、さらには協働・共創・共感を高める「つなぐ力」により、防災先導のまちづくりから住み続けたいまちづくりへつなげてまいります。

間もなく迎える合併後20年の節目とその先に向けて、日々変化する社会情勢を的確に捉え、若い世代に大きな負担を残さないよう、本町にとって必要な施策を選択してまいります。

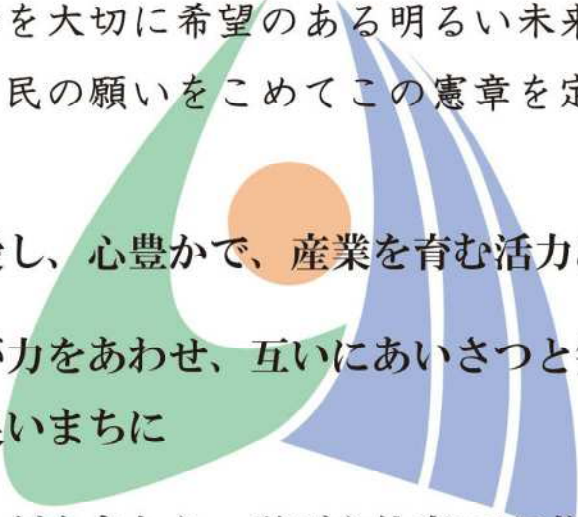
まちの将来像「人とつながる、笑顔でつながる、未来につながるまち むかわ」の実現に向け、未来への種をまき、その芽を大切に育て、子どもから大人まで誰もが希望と愛着の持てる、持続可能なまちづくりを進めてまいります。

今後とも町民の皆さん、そして、議員の皆さんにおかれましては、むかわ町の発展のため、格段のご理解とご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます、令和5年度の町政執行方針といたします。

むかわ町民憲章

むかわ町は、広大な大地、豊かな森林に囲まれ、清流鶴川が雄大な太平洋へとそそぐ、大自然にまつまれたまちです

私たちむかわ町民は、この自然に感謝し、先人が築いてきた歴史と文化を受け継ぎ、心豊かに人々との絆を大切に希望のある明るい未来を拓くため、全町民の願いをこめてこの憲章を定めます

- 
- ◎自然を愛し、心豊かで、産業を育む活力あるまちに
 - ◎みんなが力をあわせ、互いにあいさつと笑顔を交わす住み良いまちに
 - ◎心とからだをきたえ、学びや仕事にはげみ、元気に過ごせるまちに
 - ◎未来を担う子どもたちを見守り育て、生き生きと明るい希望あふれるまちに
 - ◎常に挑戦する気持ちを持って進歩するまちに

(平成28年3月27日制定)